

1105テキスト「改訂3版 造林作業安全衛生実務必携『造林作業ガイド』」 変更箇所
 令和7年4月 改訂3版 第1刷 → 令和8年4月 改訂3版 第2刷

頁	行数等	修正(訂正)部分	変更修正(訂正)内容
	目次 (5枚目)	第4章 事例演習164 第1節 造林作業計画の作成事例演習164 1 作業計画の作成概要164 2 作業計画の作成事例演習165 第2節 造林作業における「振動工具を使用した作業計画書」の作成事例演習171 [事例1 チェーンソーを用いた保育間伐作業の事例]171 [事例2 刈払機を用いた下刈り作業の事例]175 第5章 造林作業に必要な資格関係179 1 造林作業(下砂利・地ごしらえ作業等)179 2 伐木等作業181 3 車両系木材伐出機械及び簡易架線集材装置の運転作業182	第4章 事例演習163 第1節 造林作業計画の作成事例演習163 1 作業計画の作成概要163 2 作業計画の作成事例演習164 第2節 造林作業における「振動工具を使用した作業計画書」の作成事例演習170 [事例1 チェーンソーを用いた保育間伐作業の事例]170 [事例2 刈払機を用いた下刈り作業の事例]174 第5章 造林作業に必要な資格関係178 1 造林作業(下砂利・地ごしらえ作業等)178 2 伐木等作業180 3 車両系木材伐出機械及び簡易架線集材装置の運転作業181
	目次 (5枚目)	第3編 関係法令 1 労働安全衛生法(抄)186 ~ 5-2 チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について192 5-3 チェンソー使用に伴う振動障害の予防について199 5-4 チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について203 5-5 造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育について207 5-6 「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について208 5-7 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(抄)211 6 林業・木材製造業労働災害防止規程(抄)214	第3編 関係法令 1 労働安全衛生法(抄)186 ~ 5-2 チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について192 5-3 チェンソー使用に伴う振動障害の予防について199 5-4 チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について200 5-5 造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育について204 5-6 「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について205 5-7 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(抄)207 6 林業・木材製造業労働災害防止規程(抄)210
9	下から7行目	「 矩形 植え」が有効です。	⁽⁷⁾ 「 矩形 植え」が有効です。 (ルビを入れた)
10	下から4行目	鉢の周囲に隙いように手で押さえて、	鉢の周囲に 隙間がない ように手で押さえて、
36	1行目	1-5 マダニを媒介とした「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」について	1-5 マダニを媒介とした「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」 ¹ について
39~41	全頁	1-6 熱中症予防対策 全文修正、イラスト、統計データの更新	1-6 熱中症予防対策 全文修正、イラスト、統計データの更新
47	上から16行目	重量が4kgを超える	重量が 1.4kg を超える
108	下から6行目	作業能率の向上の面とともに、	作業能率の向上の面 と ともに、
127	目次	第4章 事例演習164 第1節 造林作業計画の作成事例演習164 第2節 造林作業における「振動工具を使用した作業計画書」の作成事例演習171 第5章 造林作業に必要な資格関係179	第4章 事例演習 163 第1節 造林作業計画の作成事例演習 163 第2節 造林作業における「振動工具を使用した作業計画書」の作成事例演習 170 第5章 造林作業に必要な資格関係 178
158		手順2 日振動ばく露量の求め方は、計算テーブル(P160を参照のこと。)、計算式、対数表、ノモグラムによる算定があります。	手順2 日振動ばく露量の求め方は、計算テーブル(P 159 を参照のこと。)、計算式、対数表、ノモグラムによる算定があります。
171	上から9行目	1 作業計画で定めた条件因子 保育間伐作業で使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値」は6.8m/S ² 、1日の振動ばく露時間は3時間とします。	1 作業計画で定めた条件因子 保育間伐作業で使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の 3軸合成値 」は6.8m/S ² 、1日の振動ばく露時間は2時間とします。
171	イラスト	日振動ばく露量A(8)の計算テーブル 表中の数値 <u>3.7</u>	日振動ばく露量A(8)の計算テーブル 表中の数値 <u>3.4</u>
172	上から4行目	(4) 手順4 具体的な低減措置の検討・実施 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値である5.0(m/s ²)を ~ に努めること。	(4) 手順4 具体的な低減措置の検討・実施 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露 対策値 である 2.5 (m/s ²)を ~ に努めること。
172	上から12行目	(5) 手順5 振動ばく露限界時間に基づく低減措置の検討・実施など 日振動ばく露限界値 5.0 ~ を 次式 により算出します。	(5) 手順5 振動ばく露限界時間に基づく低減措置の検討・実施など 日振動ばく露限界値 5.0 $A(8) = \sqrt{\sum A_i^2(8)}$ ~ を 次式 () により算出します。
172	上から13行目	これが2時間を超える場合には、当面1日の振動ばく露時間を2時間以下とします(a = <u>7.4</u> (m/s ³))。	これが2時間を超える場合には、当面1日の振動ばく露時間を2時間以下とします(a = 6.8 (m/s ³))。

172	上から 17行目	(6) 手順5	(6) 手順6
175	上から 2行目	1 作業計画で定めた条件因子 下刈り作業で使用する刈払機の「周波数補正振動加速度実効値」は 7.4m/s、1日の振動ばく露時間は2時間とします。	1 作業計画で定めた条件因子 下刈り作業で使用する刈払機の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」は 7.4m/s ² 、1日の振動ばく露時間は2時間とします。
176	上から 4行目	(4) 手順4 具体的な低減措置の検討・実施 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値である 5.0 (m/s ²)以下であるが、～と判断される。	(4) 手順4 具体的な低減措置の検討・実施 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露対策値である 2.5 (m/s ²)以下であるが、～と判断される。
185	目次	第3編 関係法令 1 労働安全衛生法(抄)……………186 ～ 5-2 チェンソー取扱い業務に係る 健康管理の推進について……………192 5-3 チェンソー使用に伴う 振動障害の予防について……………199 5-4 チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る 振動障害予防対策指針について……………203 5-5 造林作業の作業指揮者等に対する 安全衛生教育について……………207 5-6 「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の 周知徹底について……………208 5-7 「チェンソーによる伐木等作業の安全に関する ガイドライン」の策定について(抄)……………211 6 林業・木材製造業労働災害防止規程(抄)……………214	第3編 関係法令 1 労働安全衛生法(抄)……………186 ～ 5-2 チェンソー取扱い業務に係る 健康管理の推進について……………192 5-3 チェンソー使用に伴う 振動障害の予防について……………199 5-4 チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る 振動障害予防対策指針について……………200 5-5 造林作業の作業指揮者等に対する 安全衛生教育について……………204 5-6 「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の 周知徹底について……………205 5-7 「チェンソーによる伐木等作業の安全に関する ガイドライン」の策定について(抄)……………207 6 林業・木材製造業労働災害防止規程(抄)……………210
186	上から 16行目	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
186	下から 11 - 10行目	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
186	下から 9 - 8行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
200 ～203	200頁 上から2行目 ～ 203頁 中段表まで	(200頁) 八 運動機能検査 6 休憩施設の整備について 寒冷期間にはチェンソーを使用する～ (203頁) 第8 修理および整備 修理及び整備にあたっては、～場所で行うこと。 (注) なお、本要領は、～に基づき作成したものである。 表	(200頁) 八 運動機能検査 6 (以下略) = 削除 =
奥付	枠内	令和7年4月 第3版 第1刷	令和7年4月 第3版 第1刷 の下に 令和8年4月 第3版 第2刷 追加
奥付	枠外	2025.4.1.000	2026.4.1.000